

母子及び父子家庭等医療費助成のお知らせ

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

【対象者】

- ・母子家庭の母及び児童
- ・父子家庭の父及び児童
- ・養育者が養育する父母のいない児童

児童については、18歳に達した年の3月末日までが対象です。

ただし、4月1日生れの児童の場合は、前日の3月31日までとなります。

【対象期間】

医療費助成の受給申請をした日の、翌日の診療分から対象になります。

※ 受給申請をして、認定されるまでに3ヵ月程かかります。

認定後、さかのぼって申請日、翌日診療分から医療費助成対象となります。

領収書の原本は保管しておいてください。

【医療費助成の対象】

各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額。

〈外来〉 ひと月1医療機関につき1,000円の一部負担を差引いた額

〈入院〉 食事療養を除いた医療費

(高額療養費や附加給付金などの給付分は差引いての助成です
加入している医療保険へお問い合わせください)

診療月の翌月より2年以内の医療費が対象です

【医療費助成の申請方法】

次のものをご持参の上、児童家庭課窓口で申請してください

- ・母子及び父子家庭等医療費受給者証
- ・領収書(原本) ※領収書は診療月の翌月より受付できます
- ・印鑑

【支給日】

申請受付月の翌月27日に支給されます

【所得制限】

児童扶養手当所得制限に準じます

扶養親族の数	本人所得	配偶者及び扶養義務者、 養育者所得
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円
6人以上 1人増毎	上記金額に 380,000円加 算	上記金額に380,000円加 算

【現況届について】

毎年8月に現況届を提出してください。役場から届け出のお知らせを通知します
現況届を提出しないと、8月以降の助成が受けられない場合があります

【対象としない方】

- ・生活保護受給者
- ・里親又は児童福祉施設に委託、入所している児童
- ・子ども医療費助成、重度心身障害者(児)医療費助成等の医療費助成を受けることができる方
- ・事実婚の状態にある方(児童)
- ・受給者、養育者、扶養義務者の所得制限を超える方



八重瀬町役場 児童家庭課
八重瀬町字東風平1188番地
TEL 098-998-7163
FAX 098-998-7164